

照会日 平成22年4月1日  
 照会部署名 南関東ブロック本部  
 相談・給付支援部  
 照会担当者 サービス推進G 百瀬 渡  
 連絡先 [REDACTED]  
 メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認	複数
-------------	----

## (案件)

(受付番号) No. 2010-468	取得及び報酬について
------------------------	------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

## (内容)

日本法人に勤務する日本人が海外法人に出向し、労務管理・人事考課については日本法人の指揮命令受けるが、基本給については税法上の都合により現地法人から支給される。また、基本給以外の手当（残業手当、扶養手当、住宅手当、賞与等）については日本法人が支給する。

この場合において、勤務体系上、毎月休日出勤があるため必ず残業手当が発生するがその他の手当が無い者について、被保険者資格を継続するか否か。

法人担当者及び本人は被保険者資格の継続を希望されているため資格喪失となる場合には、労務管理及び毎月の報酬が発生する場合でも資格の継続に該当しない根拠をご教示ください。

## (回答)

海外勤務者の被保険者資格の有無については、【2010-40 海外勤務者の被保険者資格について】で回答しているとおり、国内の適用事業所から、指揮命令を受け、その監督の下に労働し、職務内容の拘束を受け、また、労務の対償として報酬を受けていることなど労務管理全般にわたる実態に基づき判断することとなる。

ご照会の事例については、日本法人の指揮命令の下、労務を提供し、その対価として国内の適用事業所から報酬を受けていることから、当該事業所から支給される報酬のみをもって隨時改定を行い、被保険者資格を存続させることとなる。

回答日 平成22年8月17日  
 回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G  
 回答作成者 (一般) 村上 泰史  
 連絡先 [REDACTED]  
 メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	山上
----------------------------------	----